

し尿収集運搬業務後継候補事業者選定プロポーザル募集要項

1 目 的

一般財団法人館山市環境保全公社（以下「公社」という。）解散後も、現在公社が行っているとおりの安定的なし尿収集業務を継続するため、許可するに相応しい事業者を公募し、後継候補事業者を選定することを目的とする。

2 応募者の資格

- (1) 館山市から浄化槽汚泥収集運搬業の許可を得ている者（以下「許可業者」という。）、又は、複数の許可業者が組織する団体であって、法人格を有する者。
- (2) 企画提案書提出時点において、以下の①から⑦のいずれにも該当しない者。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている者。

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- ③ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④ 企画提案書の提出日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者。

- ⑦ 館山市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者。
- ⑧ 納税すべき法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者。
- ⑨ 納税すべき千葉県税を完納していない者。
- ⑩ 納税すべき館山市税（個人にあっては館山市税及び県税）を完納していない者。
- ⑪ 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民の特別徴収を行っていない者。
- ⑫ 告示日以後に館山市の契約に係る入札参加の停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。
- ⑬ 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号から第3号までに規定する者（以下「暴力団等」という。）。
- ⑭ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている者。
- ⑮ 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ⑯ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑰ 役員等が、暴力団等又は⑫から⑮に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（館山市暴力団排除条例）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する事業者は、失格とする。

- ① 企画提案書に虚偽の記載をした者。
- ② 応募資格要件に適合していない者。
- ③ その他、本募集要項で市が指示した事項に違反した者。

3 スケジュール

許可業者選定等に関するスケジュールは下表のとおりとする。ただし、書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく祝日を除き、正

午から午後1時までを除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

内 容	期 日
募集公示	平成26年4月22日(火)
質問書受付期限	平成26年5月9日(金)
質問書回答期限	平成26年5月16日(金)
企画提案書提出期限	平成26年5月23日(金)
事業者審査会 事業者によるプレゼンテーション	平成26年5月26日(月)～ 5月29日(木) 上記期間のうちいずれか1日
事業者決定並びに通知	平成26年5月30日(金)

4 企画提案の方法

(1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

A 企画提案書のサイズはA4版(縦書き・横書きは不問)、フォントは12Pにしてファイルにとじ、提出すること。

B 企画提案書には、現在公社が行っている安定的なし尿収集業務を継続するために必要と考えられる、以下の事項に関する書類を作成し提出すること。なお、bカ、キ、ク、並びにcについては、複数の許可業者が組織する団体については、構成許可業者全ての書類を提出すること。

a 業務に取り組む基本的な考え方

b 業務執行体制

ア 人員配置計画

イ 器材準備計画

ウ 誓約書(様式2)

エ 法人登記事項証明書(原本)(履歴事項全部証明書:3ヶ月以内のもの)

オ 賃借対照表(直近3期)

カ 損益計算書(直近3期)

キ 以下の納税証明書(原本)(企画提案書提出日1週間以内のもの)

ア) 納税すべき「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(税務署にて納税証明書交付請求書その3の3を交付請求してください。)

イ) 納税すべき県税の「納税証明書」
(県税事務所にて納税証明書交付請求書、全税目を交付請求してください。)

ウ) 市税の完納証明書
(館山市環境課作成の様式を課税している市(町)役所の窓口(館山市の場合は市民課)に提出し、交付請求してください。)

ク 事業報告書(直近年度)

c 浄化槽汚泥収集運搬業務及びし尿収集運搬業務の実績

d その他業務実施に必要と考える事項

(2) 書類の提出

① 提出部数

A 上記①の書類 正本 1 部, 副本 6 部 (写し可)

B 上記①のデータを保存した電子媒体 (CD-R) 1 部

② 提出方法

持参により提出 (郵送, 電子メール及びファクシミリ等での受付は行わない。)

③ 提出先

千葉県館山市北条 1 1 4 5 - 1 館山市役所 3 号館 2 階

館山市建設環境部環境課一般廃棄物係

電話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 3 5 4

5 質疑応答及び説明会

本企画提案の内容に関する質疑は, 次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける。

(1) 質問について

① 提出方法: 質問書 (別紙: 様式 1) に質問事項を記入し, 持参, 郵送又は電子メール添付により提出すること。(持参以外は要電話連絡)

② 提出場所: 千葉県館山市北条 1 1 4 5 - 1 館山市役所 3 号館 2 階

館山市建設環境部環境課一般廃棄物係

電話 0470-22-3354

E-mail kankyoka@city.tateyama.chiba.jp

③ 提出期限: 平成 2 6 年 5 月 9 日 (金) 午後 5 時 1 5 分

(2) 説明会について 説明会は開催しない。

(3) 質疑応答について 平成 2 6 年 5 月 1 6 日 (金) までに, 受け付けた質問及びその回答は, 下記ホームページにおいて情報提供する。

ホームページ: 「入札情報」 → 「公募型プロポーザルの予定」

6 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書の評価により選定する。選考委員は環境審議会委員等から選任する。

(2) 審査内容及び評価基準

以下の評価基準について公正且つ厳正に審査を実施し, 許可業者を 1 社又は 1 団体選定する。

企画提案審査を評価する基準は下表のとおりとし, 最高で 1 0 0 点とする。

[企画提案評価基準表]

評価項目	評価内容	配点
------	------	----

業務執行体制	・ 人員配置計画及び器材準備計画の妥当性 ・ 資金力及び経営能力	30
浄化槽汚泥収集運搬業務等実績	・ 浄化槽汚泥収集運搬業務の実績及び経験 ・ し尿収集運搬業務の実績及び経験	30
料金設定	・ し尿収集処理手数料	20
その他業務実施に必要と考える事項	・ 保全公社からの業務引き継ぎの適切性 ・ 地域貢献の提案等	20

(3) 許可候補事業者選定結果

し尿収集運搬業許可候補事業者選定審査会において、応募者によるプレゼンテーションの後、選定会議（非公開とする）を開き、企画提案書の審査及び評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定する。

また、選定結果は、企画書を提出した全ての者に対し、文書により通知するほか、市ホームページ上で発表する。

7 その他

- (1) 提案者が無かった場合を除き、このプロポーザルは実施するものとする。
- (2) 収集処理手数料については、許可後少なくとも2年間は、現在公社が設定している単価以下とすること。（ただし、消費税相当額を除く。）
- (3) 提出された企画書等については、追加・削除等は原則としては認めない。
- (4) 企画書等に必要な事項が全て記載されていない場合又は必要な要件を全て満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (5) 企画書等は返却しない。但し、このプロポーザルにかかる審査以外に利用しないものとする。
- (6) 既成の写真・イラスト等を使用する場合は、必ず提出承諾を得てから行うこと。
- (7) 企画提案書の提出後に、参加を辞退するときは、書面（任意書式）により、その旨を届け出ること。
- (8) 企画書の著作権は企画提案書提出者に帰属する。ただし、館山市環境課が企画提案の報告の為に必要な場合は、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 事業者の企画提案に係る費用については、すべて事業者の負担とする。
- (10) し尿を衛生センターへ搬入する際に、し尿と浄化槽汚泥の混載は可とするが、その場合は、内訳を衛生センターに報告すること。

8 参考

- (1) 平成26年度し尿収集運搬業務予定量

収集戸数	3,758戸
収集量	6,888.7キロリットル

(2) (一財) 館山市環境保全公社の概要

収集処理手数料 183円／10リットル

車両稼働台数 5台

業務時間 月曜日～金曜日 午前8時15分から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までは除く。)

※土日、祝日、年末年始を除く。

し尿の搬入先 館山市衛生センター (館山市出野尾534)

し尿の搬入時間 月曜日～金曜日 午前8時45分から午後4時30分まで
(ただし、正午から午後1時までは除く。)

土曜日 午前8時45分から午前11時45分

9 問合せ・質問・企画書等提出場所

館山市建設環境部環境課

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

電話番号：0470-22-3354

E-mail：kankyoka@city.tateyama.chiba.jp